

# 旗を構成するものは何か

——「建光燿之長旂兮」——

遠藤 星 希

## 【おおよその解釈】

「建光燿之長旂兮、昭華覆之威威。攀璇璣而下視兮、行遊目摩三危。（光燿の長旂を建て、華覆の威威たるを昭らかにす。璇璣に攀じて下視し、行ゆく目を三危に遊ばしむ。）」

光り輝く長い旗を立て、華蓋の羽飾りの華麗なさまを明らかに示す。北斗七星に攀じのぼって下を見やり、車を走らせながら、三危山をはるかに眺めわたす。

このうち、「建光燿之長旂兮」について解釈する。

## 【校勘】

なし

## 【旧注・旧説の整理】

- (1) 顔師古注：「旂、旗之旒也、一曰燕尾。（旂とは、旗の下に垂れている装飾のことである。燕尾ともいう）」
- (2) 李善注：「埤蒼曰、旂、旌旗旒也。『埤蒼』に「旂は旗の吹き流しのこと」とある。」
- (3) Knechtges 訳：「He raises the long swallowtail streamers of dazzling brilliance. (天子は、眼を眩ませるような光輝を放つ、長い燕尾形の吹き流しを高く掲げる)」

- (4) 花房英樹訳：「光り輝く長い旗を立て」<sup>(1)</sup>  
 (5) 中島千秋訳：「天子の車は、光り輝く長い旂を立て」<sup>(2)</sup>

### 【問題提起】

顔師古と李善はともに「旂」の訓詁を示すのみである。現代語訳はいずれも「光輝たる長旂」を「光り輝く旗（或いは吹き流し）」と解釈している。しかし『楚辞』諸篇を通覧すると、雲気でできた旗や虹でできた旗など、無形物によって構成された旗を容易に見いだすことができる。果たして「光輝たる長旂」は文字通り「光を放つ旗」と解釈するべきであろうか。以下に挙げる用例からこの問題に一つの答えを与えてみたい。

### 【用例・考察】

〔用例①〕『楚辞』「離騷」に「揚雲霓之晦藹兮、鳴玉鸞之啾啾。（雲霓の晦藹たるを揚げ、玉鸞の啾啾たるを鳴らす）」とある。朱熹は「雲霓、蓋以爲旂旗也（雲霓を旗にするのであろう。）」と注し、游国恩主編『離騷纂義』の引く林雲銘・林仲懿両氏の説もこれに同じ。<sup>(3)</sup>以上を踏まえてこの二句を訳すと「空を覆うほど盛んな虹でできた旗をかかげ、鸞鳥の玉の鈴をからんからんと鳴らす」という意味となる。

〔用例②〕『楚辞』「離騷」に「駕八龍之婉婉兮、載雲旗之委蛇。（八龍の婉婉たるを駕し、雲旗の委蛇たるを載す）」とある。五臣（呂向）は「言我所往、皆與神游、故可御氣爲駕、載雲爲旗也（我が往くときは、つねに神霊と遊ぶがゆえに、氣を御して車となし、雲を載せて旗となすことが出来ることを言う。）」と注し、朱熹の集注には「雲旗、以雲爲旗也（雲旗とは、雲を旗にするのだ。）」とある。以上を踏まえてこの二句を訳すと「うねうねとした八龍に車を牽かせ、

たなびく雲の旗を載せて進む」という意味となる。

〔用例③〕『楚辞』「遠遊」に「建雄虹之采旂兮、五色雜而炫燿。（雄虹の采旂を建て 五色雜りて炫燿す）」とある。王逸は「係綴蟠螭、文紛錯也（虹を綴りあわせて懸け、その模様が入り乱れている。）」と注する。「旂」は元來「軍中で指揮をとるときに用いられた、旄牛の尾毛をつけた旗」のことであるが、そこから転じて、単に大きな旗という意味で用いられることも多い（用例④も然り）。虹の旗に旄牛の尾毛はふさわしくない。以上を踏まえて訳すと「色鮮やかな虹のできた旗を懸けると、五色が入り乱れて眼もあやに輝く」という意味となる。

〔用例④〕『楚辞』九懷「思忠」に「連五宿兮建旂、揚氣氣兮爲旂。（五宿を連ねて旂を建て 氣氣を揚げて旂と爲す）」とある。王逸は「係續列星、爲旂旂也。舉布羶霧、作旂表也（星座を綴りあわせて懸け、旗の飾りとするのである。塵霧を巻き上げて旗にするのである。）」と注する。これによると、「星座を綴りあわせて懸け、旗の飾りとし、塵霧を巻き上げて旗にする」という意味となる。

〔用例⑤〕宋玉「高唐賦」に「建雲旒、蜺爲旌、翠爲蓋。（雲旒を建て 蜺を旌と爲し 翠を蓋と爲す）」とある。五臣（呂延濟）は「以雲蜺爲旌旒、翠羽爲蓋（雲と虹を旗とし、翡翠の羽を車蓋となす。）」と注する。これによると、「雲や虹を旗とし、翡翠の羽を車蓋となす」という意味となる。

【結論】

以上のように、『楚辞』に出てくる車馬はしばしば、虹や雲といった無形物で構成された旗を高く掲げている。この

「五色雜りて炫耀する」旗は、ただ游行の壯麗なさまを強調しているだけではないだろう。「離騷」の「駕八龍之婉婉兮、載雲旗之委蛇」両句に王逸が「駕八龍者、言己徳如龍、可制御八方也。載雲旗者、言己徳如雲、能潤施萬物也」と注することく、雲の旗を車に載せることができるというのは、雲のように万物を潤す徳の高さをも象徴している。八龍という「神智の獸（王逸の言）」を誰もが制御できるわけではないように、雲や虹を旗さしものとするにも特別な資質が必要なのである。

「甘泉賦」における「光耀之長旂」は、単に光かがやく旗を指すのみではない。もし光かがやく旗とするならば、後句の「昭華覆之威威」と揃えるためにも「長旂之光耀」となるべきであろう。句作りのよく似た用例③の「雄虹之采旆」と同様に、旗そのものが光で構成されており、それは取りも直さず神靈の加護を得た天子の徳の高さをも表していると考えるのが妥当である。

(1) 花房英樹著『文選（詩騷篇）』集英社全釈漢文大系、一九七四年。

(2) 中島千秋著『文選（賦篇上）』明治書院新釈漢文大系、一九七七年。

(3) 游国恩主編『離騷纂義』（中華書局、一九八〇年）四六二～四六三頁参照。また星川清孝氏も「雲や霓そのものを旗としてたなびかせて空を蔽うと解するがよい」と述べる（『楚辞』明治書院・新釈漢文大系、一九七〇年）。